

開催年月日 令和4年9月28日(水)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 議員
 答弁者 知 事 鈴木 直道
 保健福祉部長 京谷 栄一
 新型コロナウイルス感染症対策監 佐賀井祐一

質問内容	答弁内容
<p>四 新型コロナウイルス感染症対策等について</p> <p>(一) 救急搬送体制について コロナ禍において、救急搬送を要請しても、搬送されない場合が急増しました。 消防庁によりますと、今年8月29日から9月4日までの搬送困難事案、すなわち医療機関への照会4回以上、かつ現場滞在時間30分以上に及んだ事案の件数は、全国的には2019年度同時期から379%増となっています。 道内はどういう状況ですか、伺います。 救急医療を必要とする方が医療にアクセス出来ない事態を起こさないためにどう取り組むのか、併せて伺います。</p> <p>(二) 検査・医療体制について</p> <p>1 検査・医療体制の強化について 次に検査・医療体制についてです。 新型コロナウイルス感染第7波では、発熱外来における受入可能人数を超える患者が受診を希望し、医療機関に殺到したため、受診者数を抑制しました。 必要としている人がすぐにPCR検査を受けられるよう検査体制を抜本的に強化し、検査・保護によって新規感染者の増加をできる限り抑制すべきであります。 ところが、検査キットの品不足、濃厚接触者が無料PCR検査を受けられない等の問題が残されています。 また、発熱外来、入院治療、在宅治療、健康観察、後遺症医療、後方支援医療、救急医療など医療機関全体の強化と連携が緊急に必要であります。 知事は、本道の第7波における発熱外来、検査体制をどのように評価し、今後の対策をどう強化していくのか、伺います。</p> <p>2 後遺症医療について 後遺症に悩まされている患者が、医療費の心配なく治療を継続する必要があると考えますが、後遺症についての認識、治療の必要性、治療体制の強化について、今後どのように取り組むか、伺います。</p>	<p>【保健福祉部長】 救急医療体制についてでございますが、国が政令市の消防本部などを対象に実施をしております調査によると、道内で調査対象となっている札幌市消防局における8月29日から9月4日までの間の搬送困難事案は113件で、令和元年の同時期の29件から290%の増となっており、当該期間における札幌市以外の消防本部の状況については、道においても把握をしていないところでございます。 道といたしましては、引き続き、保健・医療提供体制確保計画に基づきまして、感染拡大のフェーズに応じた病床の確保や、入院待機ステーションなどの整備を行いますとともに、今後、救急搬送困難事案が特に多い札幌市と、優先的に患者を受け入れる医療機関のあり方について協議をするなど、感染拡大時においても必要な救急医療が提供できるよう取り組んでまいります。</p> <p>【知事】 新型コロナウイルス感染症対策に関し、検査・医療体制等についてであります。本道では、本年7月以降、BA.5系統等による感染急拡大、いわゆる第7波により、新規感染者数が、連日、過去最多を更新し、診療・検査医療機関に患者が集中するなど、受診しづらい状況も見られたことから、感染拡大期でも、症状のある方々が、円滑に検査や受診ができる体制の整備が重要と認識しております。 このため、道では、医師会等と連携し、改めて、診療・検査医療機関の拡充に向けた働きかけを積極的に進めるとともに、国や事業者等との連携の下、国承認の医療用抗原定性検査キットの安定的な確保などにも不断に取り組んでまいりました。 今月中旬からは、軽症で、重症化リスクの低い方々が、検査キットによる自己検査で、医療機関を受診せずに、その結果を判定・登録する「北海道陽性者登録センター」を設置・運営しており、その機能を十分発揮することで、医療機関等の負担軽減を図るなどしながら、道民の皆様が、地域において、必要な診療や検査が、円滑かつ適切に受けられるよう、今後の感染再拡大も見据えつつ、しっかり取組を進めてまいります。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策監】 新型コロナウイルス感染症対策に関し、罹患後症状(いわゆる後遺症)等についてでございますが、罹患後症状は、未だ不明な点も多く、多くの方が時間の経過とともに、症状が改善するとされている中、症状が長引く方も、一定程度いるものとされて</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
	<p> おりまして、道としては、こうした方々の療養後の状況を丁寧にお聞きするなどしながら、必要に応じて受診を促すなど、お一人お一人の实情に即した支援を行うことが重要と認識してございます。 </p> <p> こうした中、罹患後症状の訴えがある方々へのアプローチとして、国の「診療の手引き」の「罹患後症状のマネジメント」では、かかりつけ医等が、他の疾患による症状を見逃さないよう、慎重な経過観察や対症療法を行いながら、必要に応じ、各々の症状に即して専門医に紹介するなど、その対応の方向が示されておりまして、道では、こうした取扱いを広く周知しつつ、症状に悩む方が、より身近な地域で、円滑に相談や受診ができるよう、引き続き、地域の医師会や医療機関の皆様との連携を深め、罹患後症状いわゆる後遺症に悩む方々への診療協力を積極的に呼びかけるなどしながら、医療提供体制のより一層の充実に向け、不断に取り組を進めてまいります。以上でございます。 </p>